

令和4年度予算：2,706百万円の内数

訪日外国人旅行者が災害など非常時においても安全・安心な旅行環境の整備を図るため、観光施設等における感染症対策の充実、災害時の避難所機能の強化、災害時・急病時の多言語対応強化を支援します。

## 【観光施設等における安全・安心の向上に向けた取組を支援】のポイント

### ○補助メニューについて

「観光施設等における感染症対策機器等の整備」、「災害時の観光施設等における避難所機能の強化」、「災害時・急病時の観光施設等における多言語対応機能の強化」の3つの事業。

避難所機能の強化では、避難スペースや備蓄倉庫、災害用トイレの整備、多言語対応機能強化では、医療機関を対象した翻訳機器等の整備も対象。

### ○補助対象事業者について

補助対象施設を設置し、若しくは管理する者又は観光地における店舗・事務所等を運営する者であれば、地方自治体、民間事業者等が補助対象事業者となります。（観光施設等として、道の駅、みなとオアシス等も対象。その他に、医療機関も対象となります。）

### ○優先採択について

指針に基づき、外国人旅行者の安全確保を行う、「観光危機管理計画」を策定した地域、「地域防災計画」等で訪日外国人旅行者の避難計画を定めた地域における事業は優先的に採択。

### ○補助率について

上記3つの事業での、補助率は何れも、補助対象経費の2分の1以内。

### ○地域要件について

市区町村の要件はありません。

#### ■ 感染症対策の充実



#### ■ 災害時の避難所機能の強化



#### ■ 災害時・急病時の多言語対応強化



補助メニュー	(1)観光施設等における感染症対策機器等の整備 (2)災害時の観光施設等における避難所機能の強化 (3)災害時・急病時の観光施設等における多言語対応機能の強化
立地要件	訪日外国人旅行者数を2030年に6,000万人とするとの目標実現に向けて、訪日外国人旅行者の受入れに関し一定の体制を整えている地域又は訪日外国人旅行者の誘致等、観光振興に意欲を有する地域。  なお、以下の地域における事業について優先的に採択します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>「非常時における外国人旅行者の安全・安心の確保に向けた指針」に基づき観光危機管理計画を策定した地域</u></li> <li>・「地域防災計画」等において訪日外国人旅行者の避難計画等を定めた地域</li> </ul>
補助率	補助対象経費の2分の1以内
補助対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の取得に要する経費</li> <li>・故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕、代替更新のみに要する経費</li> <li>・ランニングコストやレンタル・リース契約に関する経費</li> </ul>

# 補助対象事業者、補助対象施設等について

	補助対象事業者	補助対象施設等
(1)観光施設等における感染症対策機器等の整備		<p><u>訪日外国人旅行者が毎年一定数訪れている又は訪れると推定される</u>以下の施設等を補助対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 神社、寺院、又は教会</li> <li>(2) 城跡、城郭、又は宮殿</li> <li>(3) 庭園又は公園</li> <li>(4) 動植物園又は水族館</li> <li>(5) 博物館又は美術館</li> <li>(6) テーマ公園又はテーマ施設</li> <li>(7) 外国人観光案内所</li> <li>(8) 道の駅、みなとオアシス等</li> <li>(9) 上記以外で訪日外国人旅行者の利用が見込まれる施設等</li> </ul>
(2)災害時の観光施設等における避難所機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>観光案内所・観光施設等</u>を設置し、若しくは管理する者</li> <li>・観光地における<u>店舗・事業所等</u>を運営する者</li> </ul>	
(3)災害時・急病時の観光施設等における多言語対応機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>病院・診療所等</u>を設置し、又は管理する者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院、診療所、歯科診療所  <u>「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」</u>（観光庁・厚生労働省）に登録している、または登録の見込みがあるもの</li> </ul>

# (1) 観光施設等における感染症対策機器等の整備

訪日外国人旅行者を受け入れる観光施設等における感染症の拡大防止を推進することで、訪日外国人旅行者がわが国を安心して旅行できる環境を整備するため、感染症対策機器等の整備を支援する。

1. 補助対象事業者 観光案内所・観光施設等を設置し、若しくは管理する者  
観光地における店舗・事業所等を運営する者

2. 補助率 国： 2分の1以内

3. 補助対象経費

## ①感染症対策機器

感染症対策のために観光施設等に設置する機器  
・パーテーション  
・赤外線サーモグラフィー



その他  
・間隔保持用ポール  
・入退場カウンター  
・チケットレス端末  
・自動水洗式洗面器 等

※使用期間が1年未満のものや消耗品は対象外とする。

## ②トイレ



- ・和式便器の洋式化
- ・洋式便器の交換  
(高機能化を伴う洋式便器の交換等)
- ・清潔機能向上整備
- ・洗面器（自動水栓化等）
- ・小便器（自動水栓化等）
- ・室内空調設備
- ・案内標識（トイレであることや、場所を多言語等で案内する看板等）
- ・案内表示（使用方法を説明する多言語表示の設置等）

### ※対象となるトイレ

- ・広く開放しているトイレを対象とする
- ・営利目的の施設内及び利用料を収受しなければ入場できない箇所に所在するトイレ、地域住民の利用が主たるトイレは除外
- ・トイレの所在を多言語等により表示していること
- ・トイレの新築・増築は対象外。改築は対象。

# (1) 観光施設等における感染症対策機器等の整備

## ③非接触式キャッシュレス決済環境

- ・非接触式キャッシュレス決済環境の整備
- ・ソフトウェアの購入
- ・LAN環境の整備  
(セキュリティー対策を含むソフトウェア購入費も対象)



クレジットカードや電子マネー、QRコード決済等

※地域住民の利用が主たる店舗・事業所等は対象外とする。

## ④混雑状況の「見える化」と推奨ルートの表示

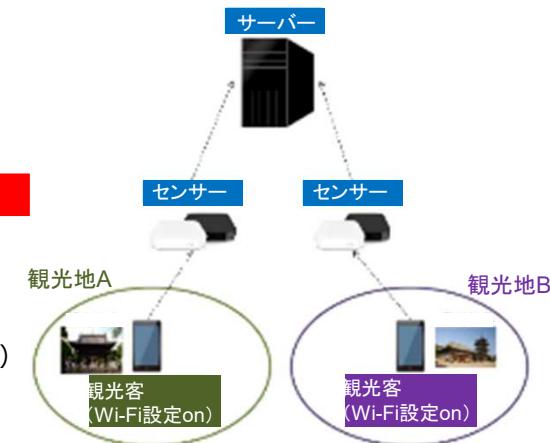
- ・観光施設等における来訪者の混雑状況の把握(※1)
- ・混雑状況を観光客に示すための機器等の整備(※2)
- ・上記を行うためのシステムの開発  
(混雑状況を観光客に示すためのスマートフォン対応アプリケーション、画像コンテンツ等の制作費を含む)

※1 混雑状況を把握する機器等は複数箇所設置するものを対象とする。

※2 多言語で混雑状況の発信を行うものを対象とする。



Webサイトにおける観光快適度の予測（左）  
おすすめ観光ルートの提示（右）



## 4. 立地要件

- 「補助対象施設等」内
- 「補助対象施設等」の周囲
- 「補助対象施設等」へのアクセス経路  
(周辺の施設から該当の「補助対象施設」へアクセスする際の主な移動経路となるエリア)  
※ 「①感染症対策機器」については i ) 及び ii ) のみとする。

## 5. その他要件

補助対象事業者は、補助対象施設において、感染症予防に必要な措置を講じさせること。

## (2) 災害時の観光施設等における避難所機能の強化

**災害時に訪日外国人旅行者を受け入れる観光施設等**における**避難所機能の強化**を推進することで、訪日外国人旅行者がわが国を安心して旅行できる環境を整備するため、これらの機能強化に資する整備を支援する。

**1. 補助対象事業者** 観光案内所・観光施設等を設置し、若しくは管理する者  
観光地における店舗・事業所等を運営する者

**2. 補助率** 国： 2分の1以内

### 3. 補助対象経費

#### ①非常用電源装置



蓄電池システム、発電機等  
※安定的に電源供給が可能な機器であれば、  
太陽光発電等も補助対象

#### ②情報端末への電源供給機器



#### ③災害用トイレ



#### ④避難所機能に係る施設整備・改良

備蓄倉庫や避難スペース等の整備・改良

#### ⑤案内標識

多言語又はピクトサイン等により、①～④の施設等を示す標識や場所を案内する看板等

#### ⑥案内表示

①～④の施設等のピクトサインや使用方法を説明する多言語表示の設置等

**4. その他要件** 災害等が発生した際、避難のために当該施設を利用することについて、関係地方公共団体との調整がなされてること 等

### <特記事項>

- ・整備した機器等が確実に使用できる状態を維持することを目的とした平時の使用を前提とする整備についても補助対象とする。
- ・情報端末への電源供給機器のみの申請は、原則として補助対象外とする。  
ただし、非常用電源装置を既に備えている又は本支援措置により備える予定であり、災害時における電源供給が可能な場合には補助の対象となる。

### (3) 災害時・急病時の観光施設等における多言語対応機能の強化

災害時に訪日外国人旅行者の避難誘導を行う観光施設等及び訪日外国人旅行者の診療を受け入れる医療機関における多言語対応を推進することで、訪日外国人旅行者がわが国を安心して旅行できる環境を整備するため、これらの機能強化に資する整備を支援する。

#### 1. 補助対象事業者

- ①災害時の観光施設等における多言語対応機能強化のための整備  
観光案内所・観光施設等を設置し、若しくは管理する者  
観光地における店舗・事業所等を運営する者
- ②医療機関における多言語対応機能強化のための整備  
病院・診療所等を設置し、又は管理する者

#### 2. 補助率

国 : 2分の1以内

#### 3. 補助対象経費

##### ①多言語案内機能の整備



・案内標識



- ・多言語案内・翻訳用タブレット端末

・掲示物・配布物



- ・多言語案内・翻訳システム機器



- ・案内放送
- ・ホームページ
- ・案内表示（医療機関のみ）

##### ②無料公衆無線LAN環境の整備



「①多言語案内機能の整備」に掲げる設備を利用するためには必要となる無料公衆無線 LAN 環境の整備に要する経費

##### ③スタッフ研修

多言語研修：コミュニケーション能力向上、インバウンド対応講習、翻訳用タブレット端末等の適切な使用方法、

通訳サービス利用方法の講習 等

視察研修：多言語対応先進事例の視察

災害対応研修（医療機関は除く）：災害発生時のスタッフの対応訓練、観光危機管理計画等策定のための研修 等

#### 4. その他要件

- ①災害時の観光施設等における多言語対応機能強化のための整備

災害等が発生した場合の、当該施設利用者の避難・誘導対応について、関係地方公共団体との調整がなされていること 等

- ②医療機関における多言語対応機能強化のための整備

「外国人患者を受け入れる医療機関の情報をまとめたリスト（観光庁・厚生労働省）」  
に登録されている、または登録の見込みがあるもの

# 応募にかかる補足事項

## ○補助対象事業者について

補助対象施設を設置し、若しくは管理する者又は観光地における店舗・事務所等を運営する者であれば、地方自治体、民間事業者等が補助対象事業者となります。

## ○補助対象施設等における旅行者の年間総入込者について

事業計画書の感染症対策機器整備（別紙1・別紙6-1）、避難所機能の強化及び多言語対応強化（別紙1）に記載。

集計を行っている最新の年又は年度の実績によるものとし、利用者の内訳等で集計がなされていない場合には、合理的な方法で算出された入込者数を記載するものとします。ただし、施設の開業時期や訪日外国人受入開始時期が2020年以降の場合には、その実績又は事業計画等で定めた入込数とします。

## ○優先的に採択する事業について

以下の2つの地域における事業については優先的に採択します。

- ①「非常時における外国人旅行者の安全・安心の確保に向けた指針」に基づき観光危機管理計画を策定した地域
- ②「地域防災計画」等において訪日外国人旅行者の避難計画等を定めた地域

各地方自治体等で既に策定済みの「地域防災計画」等において、訪日外国人旅行者の避難計画等を定めている場合に、その地域が対象となります。

## ○躯体工事について

本事業での躯体について工事は、感染症対策のトイレは改築（新築・増築は除く）が、避難所機能の強化（避難スペース、備蓄倉庫等、災害用トイレ）は新築・増改築が補助対象となります。

## ○関係地方公共団体との調整について

避難所機能の強化では「災害発生時に避難のため当該施設を利用すること」、多言語機能強化（観光施設等）では「災害発生時の当該施設利用者の避難・誘導対応」について、施設の所在する市区町村等と当該施設の間で調整がなされていることを言います。

それぞれ事業計画書の別紙1、別紙8（避難所機能の強化・当該市区町村等作成）、別紙11（多言語対応機能強化（観光施設等）・当該市区町村等作成）で確認します。

## ○「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」について

医療機関が多言語対応機能強化の補助を受ける場合、標記のリストに登録されているか、本年度中にリストに登録されることが要件となります。登録されるのには、医療機関が、所在の都道府県に申請する必要がありますが、登録は年2回6月と12月のため、本年度内に登録されるためには、令和4年12月の登録が期限となりますので、登録予定で申請される場合にはご注意下さい。

なお、登録方法や登録手続きの期限等の詳細は都道府県（衛生主管部局）に問い合わせ下さい。

また、リストに登録されている医療機関は、観光庁・厚生労働省のHPにて確認が可能です。

# 応募期間等

## 応募期間等

応募期間：令和4年3月24日（木）～令和4年9月30日（金）17時【必着】

- ※ 期間中、毎月末を応募〆切日とさせていただきます。
- ※ 原則、応募いただいた月の翌月末を目処に審査結果の可否をお伝えします。
- ※ 予算がなくなり次第、募集を終了させていただきます。

## 運用開始期限

会計年度末（令和5年3月）までに運用を開始してください。

## 応募件数

応募は、**一つの補助対象施設等につき、事業計画書提出は1件**とします。

同一の設置主体が複数の補助対象施設等について応募を希望する場合は、**補助対象施設等ごとに**事業計画書を作成してください。  
また、同一の設置主体が複数の整備事業について応募を希望する場合、**事業ごとに**事業計画書を作成してください。

## 注意事項

- 本補助事業期間内に、**同一の事業計画で国（独立行政法人を含みます。）の他の補助金、助成金の交付を受けている、又は受けること**が決まっている場合は、**補助対象外**となります。  
国からの補助とは別に**都道府県等自治体からの補助金等を受けることは可能**です（補助金等の財源が国費である場合を除きます）。
- 本補助事業の交付対象となる経費は、以下のAからCの条件すべてを満たすものとします。
  - 使用目的が本事業の遂行に必要なものと**明確に特定**できる経費
  - 補助金**交付決定後**に、契約・発注により発生した経費
  - 証拠書類・見積書等**によって契約・支払金額が確認できる経費
- 地方公共団体が事業主体となる場合には、地方財政措置が適用されます。

調整

交付申請

事業実施

事業完了

支払請求

補助対象事業者（地方公共団体・民間事業者等）

## 事業計画書 提出

内容の精査、協議

審査結果の通知（内示）

## 交付申請書 提出

毎月末より最短で  
約1ヶ月

交付決定通知書

## 交付決定後、契約・発注

※事業の内容や金額に変更が生じると判明した時点で  
すみやかに事業を中断し、各運輸局等にご相談ください。

必要に応じて  
進捗状況確認

## 完了実績報告書 提出

（事業完了後1ヶ月を経過した日、  
または翌年度の4月10日のいずれか早い日）

補助金額の確定通知書

## 支払請求書 提出

完了実績報告書提出後、  
2ヶ月～3ヶ月程度

支 払

地方運輸局等（観光庁）

## 観光危機管理計画等作成の「手引き」

観光庁では、多くの自治体・観光関連事業者等で災害時の外国人旅行者対応のための事前準備や災害対応マニュアルの整備が進んでいない等の課題を受け、災害時に外国人旅行者の対応をする行政機関や事業者等向けに、具体的な対応行動の方針を示すことを目的とした「非常時における訪日外国人旅行者対応マニュアル作成のための指針」を2021年（令和3年）3月末に作成し公表しております。

また、同指針に基づき、内容をより具体化し、策定のポイントをまとめた実務者向けの「観光危機管理計画等作成の「手引き」」を作成し、2022年（令和4年）3月に公表致しました。

本事業では、指針に基づき、外国人旅行者の安全確保を行う、「観光危機管理計画」を策定した地域、「地域防災計画」等で訪日外国人旅行者の避難計画を定めた地域における事業は優先的に採択致します。

「観光危機管理計画」の策定にあたり、「手引き」を是非ご活用ください。

「観光危機管理計画等作成の「手引き」」：[https://www.mlit.go.jp/kankochou/topics08\\_000202.html](https://www.mlit.go.jp/kankochou/topics08_000202.html)

## 「観光事業者に対する災害時の訪日外国人旅行者への対応支援」サイト

災害時の訪日外国人旅行者対応に役立つマニュアルや資料をまとめたサイトを観光庁HPに掲載しております。

URL：[https://www.mlit.go.jp/kankochou/page08\\_000147.html](https://www.mlit.go.jp/kankochou/page08_000147.html)

### ＜掲載内容＞

- ・観光危機管理計画等作成の「手引き」
- ・訪日外国人旅行者用災害時に役立つツール
- ・災害時情報提供アプリ「Safety tips」の紹介
- ・外国人旅行者向け「伝わる表現」用語集（日・英・中（簡体・繁体） 等

# 「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」について

## 「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」

本事業の補助メニュー「災害時・急病時の観光施設等における多言語対応機能の強化」では、「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」に登録している、または登録の見込みがある病院、診療所、歯科診療所を補助対象としています。

同リストは厚生労働省と観光庁が連携して一元化し、年に2回（6月、12月）更新を行っています。

更新したリストについては、多言語化（英語・中国語（簡体字／繁体字）・韓国語）を行い、日本政府観光局（JNTO）ウェブサイトでも公開しております。

### ＜医療機関リスト（一部抜粋）＞

都道府県	二次医療圏	医療機関	医療機関(英語)	郵便番号	住所(英語)	電話番号	受付時間	WEBサイト	対応診療科と対応外国語	利用可能なクレジットカード	その他利便サービス	24時間対応可否	災害対応可否
北海道	105 後志	医療法人社団太田整形外科医院	Ota Ortho	047-0263	北海道小樽市8-24,Mihai	0134-62-5月火木金	~6月火木金	http://www.整形外科:EN				365日	点病院
北海道	105 後志	ニセコインターナショナルクリニック	niseko	044-0081	北海道虻田郡8-16-100 Ya	0136-21-5夏期間(4~5月)	~21-5夏期間(4~5月)	www.niseko家庭医療(VISA, MAE QRコード決済:アリペイ				24時間	365日
北海道	106 南空知	独立行政法人労働者健康安全機構北海道中央労災病院	JapanOrg	068-0004	北海道岩見沢市16-5Higash	0126-22-1月~金 8:00	~22-1月~金 8:00	http://hok内科:EN, VISA, MASTER, AMEX, DinersClub, JCB				対応可	否
北海道	109 西胆振	社会福祉法人北海道社会事業協会洞爺病院	Corporatio	049-5605	北海道虻田郡126 Takas	0142-74-2月~金(救)	~2月~金(救)	http://toy.外科、内科 JACCS,VISA,masterc	○				

医療機関名、住所、電話番号、対応診療科と対応外国語、利用可能なクレジットカード、24時間365日対応可否等の情報が記載されています。

なお、リストへ掲載する医療機関は各都道府県が選出しているため、掲載をご希望の医療機関は、各都道府県の衛生主管（局）にお問い合わせ下さい。

【参考：観光庁HP】「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」について：[https://www.mlit.go.jp/kankochou/topics08\\_000193.html](https://www.mlit.go.jp/kankochou/topics08_000193.html)

## 「医療機関に対する訪日外国人旅行者の受入支援」サイト

医療機関において外国人患者を受け入れる際に役立つツールをまとめたサイトを観光庁HPに掲載しております。

URL：[https://www.mlit.go.jp/kankochou/page08\\_000145.html](https://www.mlit.go.jp/kankochou/page08_000145.html)

### ＜掲載内容＞

- ・外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト
- ・外国人患者受け入れのための医療機関マニュアル
- ・外国人向け多言語説明資料一覧
- ・訪日外国人旅行者の医療分野における受入体制整備実証事業報告書
- ・訪日外国人旅行者受付+診察マニュアル 等